様式第７号（第７条の２関係）

※上記の「★必須」欄は必ず記入して下さい。

空き家バンク制度利用登録申込書

　伊賀市長　　様

★必須

申込日　　令和　　年　　月　　日

★必須

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申込者 | 住所 | 〒　　－ |
| ふりがな |  | 生年月日 | 　　年　　　月　　日生（　　　　歳） |
| 氏名 |  |
| 連絡先 | （　携帯　・　自宅　）　　　☎　　　　　　－　　　　　－ |

　空き家バンク制度を利用したいので、伊賀市空き家バンク制度に関する要綱第７条の２第１項の規定により申し込みます。申込みに当たり誓約事項を遵守します。

誓約事項

★必須

※誓約事項に✔が無い場合は、利用登録申込はできません。

[ ] 　伊賀市空き家バンク制度に関する要綱の趣旨を理解し、同要綱及び裏面記載のルールを遵守します。

[ ] 　空き家バンク制度登録カード等から得た情報は、他の目的に使用することはありません。

[ ] 　空き家を利用することとなったときは、地域住民と協調して生活するとともに、賃借の場合は賃借人としての義務を果たします。

[ ] 　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第２号に規定する暴力団）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

★必須

★必須

★必須

|  |  |
| --- | --- |
| 利用区分 | [ ] 購入　　　[ ] 賃借　　　[ ] どちらでも可 |
| 利用目的 | [ ] 定住　　　[ ] その他（　　　　　） |
| 世帯員 | 申込者続き柄 | 氏　名 | 年　齢 | 職業 |
| 本人 |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 希望物件条　　件　 | 購入価格 | 万円以内 | 家賃月額 | 万　　　千円以内 |
| 構造 | 　[ ] 古民家　[ ] 木造　[ ] 鉄骨　　[ ] 平屋　[ ] ２階建て |
| 部屋数 | 室 | 駐車場 | 台 |
| ペット | [ ] いる　[ ] いない | 入居時期 | 令和　　　年　　月頃 |
| 農地取得 | [ ] 家庭菜園希望（　㎡/1000㎡未満）[ ] 農業に従事（　㎡/1000㎡以上） |
| 希望地区 |  |
| サポート | [ ] 移住コンシェルジュによるサポートが必要　　[ ] 必要としない |

[ ] 　物件情報誌の発送を希望する。（ホームページからも同様の内容をご覧いただけます。）

※必ず一読して下さい。

|  |
| --- |
| ☆伊賀流空き家バンクの利用ルール |
| 1. | 伊賀市空き家バンクでは、交渉時のトラブル回避のため物件所有者との直接交渉はできないルールとなっており、交渉から契約、引渡しまでは、伊賀市が指定した媒介不動産事業者又は仲介司法書士を通して交渉を行うこと。※物件が譲渡や安価な物件は司法書士が仲介します。それ以外は不動産事業者が媒介します。※媒介不動産事業者・仲介司法書士の変更や交代は、各法に照らし違法性があった場合に行います。 | 　 |
| 2. | 物件近隣住民、物件所有者、他の利用登録者、不動産事業者、司法書士、空き家バンク担当職員への脅迫・威圧、迷惑行為など、空き家バンクの運営に支障をきたさないこと。※支障をきたした場合は利用登録を抹消します。また、それ以降の申請者又はその同居家族や縁者などからの利用登録申出があった場合も同様に利用登録の許可は行いません。利用決定後判明した場合は、即時、利用登録を抹消します。 | 　 |
| 3. | 居住以外の目的**※**で物件取得（購入・賃貸）を行わないこと。　※太陽光パネル設置目的、転売（貸）目的など（シェアハウス、社宅、寮は相談下さい。） | 　 |
| 4. | 空き家バンク制度で関与できる範囲は交渉開始前までとなります。交渉開始以降は、宅建業法に基づき、媒介不動産事業者による手続となるため、売買契約や賃貸借契約後の物件の瑕疵や契約の履行、登記手続など一切のクレームは市へは申し立てないこと。 | 　 |
| 5. | 物件内覧を行う際は、車輛の駐車や停車場所に注意して道路交通法を遵守すること。また、付近住民や地元車輛への障害や迷惑行為を行わないこと。 | 　 |
| 6. | 登録内容等の変更や登録の取消しを行う場合、速やかに「利用者登録事項変更届出」を行うこと。 | 　 |
| 7. | 新規公開物件の交渉（抽選）開始申込期間に複数の利用登録者から申請があった場合、交渉順位を決めるための抽選会を行うこととし、抽選会は、市職員による代理抽選とする。また、交渉順位が次点以降となった場合、前交渉順位者が交渉に時間が掛かっている場合でも、意義、不平・不満は唱えないこと。※交渉権の順番が来る前は、別の物件の内覧や交渉申込は可能です。交渉したい場合は、抽選を行った物件の交渉順位は抹消され、以降の交渉順の方が繰り上がります。 | 　 |
| 8. | 「交渉中」と表記されている物件についても、交渉申込を提出することができます。その場合は、受付日時順での昇順で交渉順位となります。この場合、前交渉順位者が交渉に時間が掛かっている場合でも、不平・不満は唱えないこと。 | 　 |
| 9. | 交渉開始後、必要なリフォームや各種手続きを行う場合は、利用登録者自らが行うこと。※本市へ移住を希望する世帯で、伊賀市内の業者などが不明な場合は、各種団体との業務協定に基づき団体の会員を斡旋することが可能です。この場合、伊賀市は業者を紹介するだけで見積りの作成までは行いません。 | 　 |
| 10. | 交渉期間の目安は60日以内とすること。ただし、購入や賃貸を行う確固たる意思が決まっており、成約予定で諸々の手続きや引っ越しなどに時間が掛かる場合は、「交渉中」を「契約中」に取引状態を変更するため、市窓口へ必ず連絡を行うこと。 | 　 |

様式第１号（第２条関係）

令和　　年　　月　　日

申請者氏名

**本人確認書類添付台紙**

空き家の物件登録及び利用者登録申請を行う際は、下記のうち、いずれかの写しを添付してください。

(１)　別表第１に掲げる書類のうちいずれか１点

(２)　別表第２に掲げる書類のうちいずれか２点

(３)　別表第２に掲げる書類のうちいずれか１点及び別表第３に掲げる書類のうちいずれか１点

|  |
| --- |
| 貼り付け欄現住所が確認書類の裏面に記載されている場合は、裏面の写しも添付してください。 |

|  |
| --- |
| **別表第１** |
| □個人番号カード　　　□運転免許証　　　□運転経歴証明書　　　□パスポート□住民基本台帳カード　□在留カード、特別永住者証明書□身体障害者手帳　　　□療育手帳　　　　□精神障害者保健福祉手帳□官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、氏名、生年月日又は住所が記載されており、市長が適当認めるもの |

|  |
| --- |
| **別表第２** |
| □健康保険証　　　　　□年金証書　　　　　　□年金手帳　　□住民基本台帳カード　□介護保険被保険者証　□各種医療受給者証　　□恩給証書　　　　　　□運転仮免許証　　　　□生活保護受給者証□その他これらの書類と同等と認められるもの（官公署が発行した資格証明書等） |

|  |
| --- |
| **別表第３** |
| □社員証　　□学生証　　□預金通帳　　□診察券 |